



(題字 小黒千足 学長)

第352号

(平成6年4月号)



▲ 平成6年度新設なった富山大学大学院工学研究科博士課程及び教育学研究科修士課程入学式  
入学生54名 (平成6年4月21日(木) 於 黒田講堂会議室)

## 目 次

学 事 .....	3	学内トピックス .....	36
◆ 平成6年度富山大学入学者数一覧 .....	3	① 駐日アイルランド大使 「ヘルン文庫」見学 .....	36
◆ 学位取得者 .....	4	② 地元高校生が工学部見学 .....	36
◆ 外国人来訪者 .....	4	諸 会 議 .....	37
人 事 異 動 .....	5	職 員 消 息 .....	38
関 係 法 令 .....	5	主 要 行 事 .....	39
学 内 規 則 .....	6		
学 内 諸 報 .....	29		
◆ 平成6年度富山大学入学式を挙行 .....	29		
◆ 平成6年度富山大学大学院研究科 入学式を挙行 .....	30		
◆ 名誉教授の称号記授与 .....	30		
◆ 「就職に関する講演会」を開催 .....	34		
◆ 海外渡航者 .....	35		
◆ 学内レクリエーション .....	35		



学

事

## 平成6年度富山大学入学者数一覧

(学 部)

学 部	学科(課程)	入学者数	
人文学部	人文学科	78	
	国際文化学科	41	
	言語文化学科	95	
	計	214	
教育学部	小学校教員養成課程	104	
	中学校教員養成課程	50	
	養護学校教員養成課程	20	
	幼稚園教員養成課程	30	
	情報教育課程	44	
	計	248	
経済学部	昼間主 コース	経済学科	157
		経営学科	135
		経営法学科	101
		小計	393
	夜間主 コース	経済学科	21
		経営学科	20
		経営法学科	24
		小計	65
	計	458	
	理学部	数学科	53
物理学科		47	
化学科		38	
生物学科		41	
地球科学科		36	
生物圏環境科学科		30	
計		245	
工学部	電子情報工学科	145	
	機械システム工学科	108	
	物質工学科	84	
	化学生物工学科	86	
	計	423	
合 計	1,588		

(大学院)

研究科	専 攻	入学者数
人文科学研究科	日本・東洋文化専攻	14
	西洋文化専攻	11
	計	25
教育学研究科	学校教育専攻	9
	教科教育専攻	19
	計	28
経済学研究科	地域・経済政策専攻	1
	企業経営専攻	7
	計	8
理学研究科	数学専攻	8
	物理学専攻	19
	化学専攻	11
	生物学専攻	13
	地球科学専攻	7
	計	58
工学研究科 (博士前期課程)	電子情報工学専攻	61
	機械システム工学専攻	39
	物質工学専攻	31
	化学生物工学専攻	39
	計	170
	(博士後期課程)	システム生産工学専攻
物質生産工学専攻		12
計		26
合 計		315

合計 1,903人

## 学 位 取 得 者

学位取得者 経済学部 助教授 酒 井 富 夫  
 学位の種類 農学博士（東京大学）  
 取得年月日 平成6年2月14日  
 学位論文名 農業法人に関する研究

学位取得者 工学部 助手 小 野 慎  
 学位の種類 理学博士（九州大学）  
 取得年月日 平成6年3月3日  
 学位論文名 The study no the Interactions between Peptides  
 Adopting Amphipathic  $\beta$ -Structure and Phospholipid  
 Matrices  
 （両親媒性 $\beta$ 構造を形成するペプチドとリン脂質膜との相互作用）

学位取得者 教育学部 教授 塚 野 州 一  
 学位の種類 心理学博士（筑波大学）  
 取得年月日 平成6年3月25日  
 学位論文名 過去、現在、未来における自己の価値づけの変容過程とその規定要因の検討

学位取得者 理学部 助手 岩 坪 美 兼  
 学位の種類 理学博士（金沢大学）  
 取得年月日 平成6年3月25日  
 学位論文名 Karyotaxonomy in the subfamily Rosoideae (Rosaceae) of Japan  
 （和訳）  
 日本産バラ科バラ亜科植物の核分類学

## 外 国 人 来 訪 者

氏 名 （ 国 籍 ）	本国における 所属機関・職名	来 訪 目 的	本学受入れ先	期 間
R. バパット （ イ ン ド ）	インド統計学 研究所・教授	特 別 講 演 会	経済学部・助教授 新 里 泰 孝 （国際交流事業基金により招へい）	平成6年4月22日 ） 平成6年4月23日

# 人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異 動 前 の 所 属 官 職	異 動 内 容
採 用	6. 4. 14	林 敏和		事務補佐員（附属図書館）
	〃	松岡 弘二		〃 （ 〃 ）
	〃	青山 拓也		〃 （ 〃 ）
	〃	松田 充子		〃 （ 〃 ）
	〃	大久保 英		〃 （ 〃 ）
	〃	大岩満美子		〃 （ 〃 ）
	6. 4. 16	中村 靖子		講 師（人文学部）
	6. 4. 18	石原 学		技術補佐員（経理部主計課）
	〃	吉迫 文崇		〃 （ 〃 ）
	〃	宮本 淳		〃 （ 〃 ）
	6. 4. 25	片山 良一		臨時用務員（工学部作業員）
昇 任	6. 5. 1	安田 祐介	助教授（理学部）	教 授（理学部）
	〃	平井 美朗	〃 （ 〃 ）	〃 （ 〃 ）
	〃	田口 茂	〃 （ 〃 ）	〃 （ 〃 ）
	〃	高安 紀	〃 （ 〃 ）	〃 （ 〃 ）
	〃	南部 睦	助 手（理学部）	講 師（理学部）
配 置 換	6. 5. 1	笹山 雄一	教 授（理学部）	教 授（金沢大学理学部附属臨海実験所）
併 任	6. 5. 1	森田 昌夫	文部技官（工学部）	施設課（～7. 3. 31）
職務命令	6. 5. 1	森田 昌夫	文部技官（工学部）	工学部用度係設備主任を命ずる

# 関 係 法 令

## （規 則）

- 人事院規則 8-12（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（人事院 8-12-5） 4. 11
- 人事院規則 9-1（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則（同 9-1-11） 4. 11
- 人事院規則 9-17（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同 9-17-46） 4. 11
- 人事院規則 9-55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同 9-55-31） 4. 11

- 人事院規則15-11（職員の休暇）の一部を改正する人事院規則（同15-11-4） 4. 11

## （告 示）

- 教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定した件（文部58） 4. 14
- 平成7年度科学研究費補助金国際学術研究による研究課題を公募する件（文部59） 4. 19

# 学 内 規 則

## 富山大学学則の一部改正

### 富山大学学則の改正理由

- 1 平成6年度に大学院教育学研究科（修士課程）が設置されることに伴い、所要事項を改める。
- 2 平成6年度に教育専攻科が廃止されることに伴い、所要事項を改める。
- 3 研究生等の授業料等の徴収方法を明確にするとともに、国費外国人留学生制度実施要項に基づき入学する者及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項に該当する交流協定に基づき入学する者の授業料等の不徴収について定めること。

富山大学学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

平成6年3月31日

富山大学長 小黒 千足

### 富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則（昭和59年3月12日全部改正）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「人文科学研究科」を「人文科学研究科  
教育学研究科」  
に改める。

第7条を次のように改める。

#### 第7条 削除

第62条の見出し中「及び特別聴講学生」を「特別聴講学生及び外国人留学生」に改め、同条第1項中「特別聴講学生」を「特別聴講学生（以下「研究生等」という。）」に、「別表第4のとおりとする」を「費用省令に係る通達に定める額と同額とする」に改める。

同条第2項中「研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生（国立大学の学生を除く。）の授業料について」を「研究生等の授業料」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、特別聴講学生が国立大学の学生であるときは、これを徴収しない。

同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 研究生等の検定料は、入学を志願するときに、入学料は、入学のための所要の手続きを行うときに納付しなければならない。ただし、特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

同条に次の2項を加える。

- 4 外国人留学生の検定料、入学料及び授業料の額並びにその納付については、学生に関する規定を準用する。
- 5 第2項、第3項及び前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）に該当する交流協定に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。  
別表第4を削る。

### 附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

## 富山大学大学院学則の一部改正

## 富山大学大学院学則の改正理由

- 1 平成6年度に大学院教育学研究科（修士課程）が設置されること及び大学院工学研究科に博士課程が設置されることに伴い、所要事項を改める。
- 2 国費外国人留学生制度実施要項に基づき入学する者及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収について定める。
- 3 平成6年度から「社会」の専修免許状が、「地理歴史」及び「公民」の専修免許状となること及び教育学研究科及び工学研究科博士前期課程が教育職員免許法に基づき、教員の免許状の所要資格を得させるための課程として認定されることに伴い、所要事項を改める。
- 4 字句等の整備を図る。

富山大学大学院学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

平成6年3月31日

富山大学長 小黒 千足

## 富山大学大学院学則の一部を改正する学則

富山大学大学院学則（昭和53年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第3条中「人文科学研究科」を「人文科学研究科  
教育学研究科」に改める。

（課程）

第4条 人文科学研究科、教育学研究科、経済学研究科及び理学研究科は、修士課程とする。

2 工学研究科は、博士課程とする。

3 工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第5条中「修士課程」を「修士課程及び博士前期課程」に改め、同条に次の1項を加える。

2 博士後期課程は、専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第6条中「日本・東洋文化専攻、西洋文化専攻」を「日本・東洋文化専攻、西洋教育学研究科  
学校教育専攻、教科教育専文化専攻」に、

「電気工学専攻、工業化学専攻、金属工学専攻、機械工学専攻、生産機械工学専攻、化学工学専攻、電子工学専攻」を

「博士前期課程

電子情報工学専攻、機械システム工学専攻、物質工学専攻、化学生物工学専攻  
博士後期課程

システム生産工学専攻、物質生産工学専攻」に改める。

第9条中「研究科」を「修士課程」に改め、同条に次の1項を加える。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

第10条中「研究科の在学期間は、4年」を「修士課程及び博士前期課程の在学期間は4年、博士後期課程の在学期間は6年」に改める。

第13条中「、2年以上在学して所要の授業科目について30単位以上」を「、在学期間中に研究科所定の授業科目について所定の単位」に改める。

第16条の2中「、当該研究指導」を「、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導」に改める。

第21条の見出し中「修士課程」を「課程」に改め、同条第1項中「修士課程」を「修士課程及び博士前期課程」に、「、2年」を「、当該課程に2年」に、「、学位論文」を「、修士論文」に、「、1年」を「、当該課程に1年」に改める。

同条第5項を第7項とする。

同条第4項中「, 学位論文」を「, 修士論文又は博士論文」に改め, 同項を第6項とする。

同条第3項中「研究科が当該修士課程」を「第1項の場合において, 研究科が当該課程」に, 「学位論文」を「修士論文」に改め, 同項を第5項とする。

同条第2項中「学位論文」を「修士論文及び博士論文」に改め, 同項を第4項とし, 同条第1項の次に次の2項を加える。

2 博士後期課程の修了要件は, 当該課程に3年以上在学し, 研究科所定の科目について所定の単位を修得し, かつ, 必要な研究指導を受けた上, 博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし, 在学期間に関しては, 優れた研究業績を上げた者については, 当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者)にあっては, 当該在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず, 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により, 大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が, 博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は, 大学院に3年以上在学し, 研究科所定の科目について所定の単位を修得し, かつ, 必要な研究指導を受けた上, 博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし, 在学期間に関しては, 優れた研究業績を上げた者については, 大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第22条を次のように改める。

(学位の授与)

第22条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には, 修士の学位を, 博士後期課程を修了した者には, 博士の学位を授与する。

2 博士の学位は, 大学院の博士課程を経ない者であっても博士論文を提出してその審査に合格し, かつ, 博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

3 修士及び博士の学位については, 別に定める。

第25条本文中「研究科」を「修士課程又は博士前期課程」に改め, 同条に次の1項を加える。

2 博士後期課程に入学することのできる者は, 次の各号の一に該当し, かつ, 志望の専攻を履修するに相当と認められた者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において, 修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 学校教育法施行規則第70条の2第1項の規定に基づき文部大臣が指定した者

(4) その他各研究科において第1号と同等以上の学力があると認められた者

第32条第2項中「2年」を「当該研究科の標準修業年限」に改める。

第39条第2項中「, 定員外とする」を「, 定員外とすることができる」に改める。

第43条の見出し中「及び特別研究学生」を「, 特別研究学生及び外国人留学生」に改め, 同条中「授業料の額」を「授業料の額並びにその納付」に改め, 同条に次の4項を加える。

2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は, 徴収しない。

3 特別研究学生の授業料の額及びその納付については, 本学学則の研究生に関する規定を準用する。ただし, 国立大学の大学院の学生であるときは, これを徴収しない。

4 外国人留学生の検定料, 入学料及び授業料の額並びにその納付については, 大学院学生に関する規定を準用する。

5 第1項, 第3項及び前項の規定にかかわらず, 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づき入学する者及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項(平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定)に該当する交流協定に基づき入学する者については, 検定料, 入学料及び授業料を徴収しない。

第43条の2及び第43条の3を削る。

第44条中「返付」を「還付」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。(別添1及び別添2のとおり)

#### 附 則

1 この学則は, 平成6年4月1日から施行する。

2 別表第1に定める収容定員は, 平成6年度及び平成7年度は, 次のとおりとする。



別添 1

研究科名	課程名	専攻名	平成6年度	平成7年度
人文科学研究科	修士課程	日本・東洋文化専攻	10人	10人
		西洋文化専攻	10	10
	計		20	20
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6	12
		教科教育専攻	17	34
	計		23	46
経済学研究科	修士課程	地域・経済政策専攻	8	8
		企業経営専攻	8	8
	計		16	16
理学研究科	修士課程	数学専攻	16	16
		物理学専攻	16	16
		化学専攻	20	20
		生物学専攻	16	16
		地球科学専攻	16	16
	計		84	84
工学研究科	博士前期課程	電子情報工学専攻	30	60
		機械システム工学専攻	20	40
		物質工学専攻	18	36
		化学生物工学専攻	16	32
		小計	84	168
	博士後期課程	システム生産工学専攻	6	12
		物質生産工学専攻	6	12
		小計	12	24
計		96	192	
合計		239	358	

3 平成6年3月31日における工学研究科電気工学専攻、工業化学専攻、金属工学専攻、機械工学専攻、生産機械工学専攻、化学工学専攻及び電子工学専攻については、平成6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

別表第1

研究科名	課程名	専攻等名	入学定員	収容定員
人文科学研究科	修士課程	日本・東洋文化専攻	5人	10人
		西洋文化専攻	5	10
	計		10	20
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6	12
		教科教育専攻	17	34
	計		23	46
経済学研究科	修士課程	地域・経済政策専攻	4	8
		企業経営専攻	4	8
	計		8	16
理学研究科	修士課程	数学専攻	8	16
		物理学専攻	8	16
		化学専攻	10	20
		生物学専攻	8	16
		地球科学専攻	8	16
	計		42	84
工学研究科	博士前期課程	電子情報工学専攻	30	60
		機械システム工学専攻	20	40
		物質工学専攻	18	36
		化学生物工学専攻	16	32
		小計	84	168
	博士後期課程	システム生産工学専攻	6	18
		物質生産工学専攻	6	18
		小計	12	36
計		96	204	
合計		179	370	

注：教育学研究科の入学定員内には外国人留学生として、学校教育専攻に1人、教科教育専攻に2人を含むものとする。

別添 2

別表第 2

研究科名	専攻等名	免許状の種類	免許教科
人文科学研究科	日本・東洋文化専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	国語・国文学コース	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語
	中国語・中国文学コース	中学校教諭専修免許状	中国語
		高等学校教諭専修免許状	中国語
	西洋文化専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	西洋思想・歴史文化コース	高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	公民
	英語・英米文学コース	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
ドイツ語・ドイツ文学コース	中学校教諭専修免許状	ドイツ語	
	高等学校教諭専修免許状	ドイツ語	
教育学研究科	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語
	学校教育専修	中学校教諭専修免許状	社会
		中学校教諭専修免許状	数学
		中学校教諭専修免許状	理科
		中学校教諭専修免許状	音楽
		中学校教諭専修免許状	美術
		中学校教諭専修免許状	保健体育
		中学校教諭専修免許状	技術
		中学校教諭専修免許状	家庭
		中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
		高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	書道
		高等学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	高等学校教諭専修免許状	英語	
	養護学校教諭専修免許状		
幼稚園教諭専修免許状			

教科教育専攻	数学教育専修	小学校教諭専修免許状	数学
		中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学
	理科教育専修	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	理科
		中学校教諭専修免許状	理科
	保健体育専修	高等学校教諭専修免許状	理科
		小学校教諭専修免許状	保健体育
		中学校教諭専修免許状	保健体育
	技術教育専修	高等学校教諭専修免許状	保健体育
		幼稚園教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	技術
家政教育専修	小学校教諭専修免許状	技術	
	中学校教諭専修免許状	家庭	
	高等学校教諭専修免許状	家庭	
経済学研究科	地域・経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
高等学校教諭専修免許状		公民	
理学研究科	企業経営専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
		高等学校教諭専修免許状	商業
	数学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学
	物理学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
高等学校教諭専修免許状		理科	
生物学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
	高等学校教諭専修免許状	理科	
工学研究科	地球科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	電子情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		高等学校教諭専修免許状	工業
機械システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	
	高等学校教諭専修免許状	工業	
物質工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	
	高等学校教諭専修免許状	工業	
化学生物工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	
	高等学校教諭専修免許状	工業	

## 富山大学学位規則の一部改正

### 富山大学学位規則の改正理由

- 1 平成6年度に工学研究科博士課程が設置されること及び教育学研究科修士課程が設置されることに伴い、所要事項を改める。
- 2 博士の学位授与について整備するため、所要事項を改める。
- 3 学位論文の審査に当たって、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることとするため、所要事項を改める。
- 4 字句等の整備を図る。

富山大学学位規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成6年3月31日

富山大学長 小黒 千足

### 富山大学学位規則の一部を改正する規則

富山大学学位規則（昭和40年1月22日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改める。

第2条中「及び修士」を「，修士及び博士」に改める。

第3条第1項中「，本学学則第48条第1項」を「，本学学則」に改め，同条第2項中「，本学大学院学則第21条第1項」を「，本学大学院学則」に，「修士課程」を「修士課程又は博士前期課程」に改め，同条に次の2項を加える。

3 博士の学位は，本学大学院学則の定めるところにより，本学大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか，博士の学位は，博士論文を提出して，その審査に合格し，かつ，博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

「修士の学位に付記する専攻分野の名称

第3条の2の表中

研 究 科	専攻分野の名称
人文科学研究科	文 学
経済学研究科	経 済 学
理学研究科	理 学
工学研究科	工 学

を

」

「修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研 究 科	専 攻 分 野 の 名 称	
	修 士	博 士
人文科学研究科	文 学	——
教育学研究科	教 育 学	——
経済学研究科	経 済 学	——
理学研究科	理 学	——
工学研究科	工 学	工 学

に改める。

」

第4条を次のように改める。

（学位論文）

第4条 学生は，修士論文（本学大学院学則第21条第5項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）又は博士論文（以下「学位論文」という。）に研究科が定める書類を添え，研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 第3条第4項の規定により，博士の学位を受けようとする者は，博士論文に当該博士論文の概要，目録，履歴書及び学位論文審査手数料50,000円を添え，研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし，本学大学院博士後期課程に所定の修業年限以上在学し，所定の単位を修得して退学した者が，退学後1年以内に博士論文を提出した場合は，学位論文審査手数料を免除することができる。

第5条に次の1項を加える。

3 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は還付しない。

第7条中「3名」を「3人以上」に、「，研究科の他の教官」を「，当該研究科，他の研究科，他の大学院又は研究所等の教員等」に改める。

第8条の見出し中「論文」を「学位論文」に改める。

第12条の見出し中「修士」を「修士及び博士」に改め、同条第1項中「修士」を「修士又は博士」に改め、同条第2項中「，修士」を「，修士又は博士」に改める。

第12条の次に次の3条を加える。

(博士論文内容の要旨等公表)

第12条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文内容の要旨及び博士論文の審査の結果の要旨を公表する。

(博士論文の公表)

第12条の3 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その博士論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(文部大臣への報告)

第12条の4 学長は、博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の規定に基づき、当該学位を授与した日から3月以内に、文部大臣に報告するものとする。

第13条の2中「，別記様式第1号及び別記様式第2号」を「，別記様式第1号から別記様式第4号まで」に改める。

第14条中「，修士」を「，修士及び博士」に改める。

別記様式第1号中「別記様式第1号」を

「別記様式第1号(第13条の2関係)

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式」に改める。

別記様式第2号中「別記様式第2号」を

「別記様式第2号(第13条の2関係)第3条第2項の規定により授与する学位記の様式」に改める。

(修士課程又は博士前期課程を修了した場合)

「修 士 課程」 「博 士 前期課程」 「文、経、理又は工」 「文、教、経、理又は工」 に改める。

別記様式第2号の次に次の2様式を加える。(別添のとおり)

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

別添

別記様式第3号(第13条の2関係)

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式(博士後期課程を修了した場合)

博士 第 号	富 山 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	本 学 大 学 院 〇〇 研 究 科 〇〇 専 攻 の 博 士 後 期 課 程 を 修 了 し た の で 博 士 (「専攻分野」)の学位を授与する	学 位 記 氏 名 年 月 日 生	大 学 印	本 籍 (都 道 府 県 名)
--------------	--------------------------------------	-------------	--	---	-------------	-----------------------------------

別記様式第4号(第13条の2関係)

第3条第4項の規定により授与する学位記の様式(博士論文提出による場合)

博 士 第 号	富 山 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	本 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 (「専攻分野」)の学位を授与する	学 位 記 氏 名 年 月 日 生	大 学 印	本 籍 (都 道 府 県 名)
------------------	--------------------------------------	-------------	---	---	-------------	-----------------------------------

## 富山大学大学院教育学研究科規則の制定

### 富山大学大学院教育学研究科規則の制定理由

富山大学大学院教育学研究科修士課程が平成6年4月設置されることに伴い、所要事項を定める。

富山大学大学院教育学研究科規則を次のとおり制定する。

平成6年3月31日

富山大学長 小黒 千足

### 富山大学大学院教育学研究科規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、富山大学大学院学則（以下「学則」という。）第50条の規定に基づき、富山大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(専 修)

第2条 研究科の各専攻に次の専修を置く。

学校教育専攻

学校教育専修

教科教育専攻

数学教育専修

理科教育専修

保健体育専修

技術教育専修

家政教育専修

(授業科目及び単位数)

第3条 研究科における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 授業科目の配当及び授業時間は、毎学年の始めにこれを定める。

3 単位の計算方法は、講義及び演習については15時間をもって1単位とする。

(指導教官)

第4条 学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生ごとに指導教官を定める。

(履修方法)

第5条 学生は、別表第2に定める履修基準に従い30単位以上修得しなければならない。

第6条 学生は、学期ごとに履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第7条 教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）が教育上必要と認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期に、授業及び研究指導を行うことができる。

(単位の認定)

第8条 単位修得の認定は、筆記若しくは口頭の試験又は研究報告等により、授業科目担当教官が行う。

2 前項の認定を行う時期は、学期末とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(成績評価)

第9条 試験等に合格した授業科目の成績評価は、優、良及び可で表示する。

(学位論文の提出)

第10条 学生は、あらかじめ指定する期日までに学位論文（学則第21条第5項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）を提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第11条 学位論文の審査及び最終試験は、委員会の委嘱する3人の審査委員がこれを行う。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

## 別表第1（第3条関係）

## (1) 学校教育専攻

## 学校教育専修

分野	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
(共通)	学校教育研究Ⅰ（教育学系）	2		修得単位数 30単位以上
	学校教育研究Ⅱ（教育心理学系）	2		
教育学 (教育史)	教育哲学特論		2	①学校教育専攻科目 4単位必修 10単位選択
	教育哲学特論演習		2	
	教育史特論		2	
	教育史特論演習		2	
教育心理学	教育心理学特論Ⅰ		2	②教科教育専攻科目 6単位選択 ただし、養護学 校教諭専修免許状 取得者は、特殊教 育に関する科目か ら履修することが できる。
	教育心理学特論演習Ⅰ		2	
	教育心理学特論Ⅱ		2	
	教育心理学特論演習Ⅱ		2	
発達心理学	発達心理学特論Ⅰ		2	③課題研究 4単位必修
	発達心理学特論演習Ⅰ		2	
	発達心理学特論Ⅱ		2	
	発達心理学特論演習Ⅱ		2	
学校経営	学校経営特論		2	④自由選択科目 6単位選択
教育社会学	教育社会学特論		2	
	教育社会学特論演習		2	
教育内容・ 方法論	教育課程特論		2	⑤修士論文 必修
	教育課程特論演習		2	
	教育方法学特論Ⅰ		2	
	教育方法学特論演習Ⅰ		2	
	教育方法学特論Ⅱ		2	
	教育方法学特論演習Ⅱ		2	
	教育工学特論		2	
	教育工学特論演習		2	
道徳教育	道徳教育特論		2	④自由選択科目 6単位選択
特殊教育に 関する教育	障害児教育学特論		2	
	障害児指導法特論		2	
	障害児指導法特論演習		2	
	行動障害学特論		2	
	行動障害学特論演習		2	
	重度・重複障害学特論		2	
特殊教育に 関する心理	障害児心理研究法特論		2	⑤修士論文 必修
	障害児生理心理学特論		2	
	障害児生理心理学特論演習		2	
	障害児心理診断法特論		2	
	精神遅滞児学習過程特論		2	

特殊教育に関する生理	障害児病理学特論		2
	障害児病理学特論演習		2
	障害児家族病理学特論		2
	障害児覚醒・睡眠障害特論		2
幼児教育	幼児教育学特論		2
	幼児教育学特論演習		2
幼児心理	幼児心理学特論		2
	幼児心理学特論演習		2
保育内容の研究	保育内容の研究特論		2
	保育内容の研究特論演習		2
	課題研究	4	

## (2) 教科教育専攻

## ①数学教育専修

分野	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
(共通)	学校教育研究Ⅰ(教育学系)	2		修得単位数 30単位以上
	学校教育研究Ⅱ(教育心理学系)	2		
数学科教育	数学科教育研究	2		①学校教育専攻科目 4単位必修 4単位選択
	数学科教育特論Ⅰ		2	
	数学科教育特論演習Ⅰ		2	
	数学科教育特論Ⅱ		2	
代数学 <sup>Ⅲ</sup>	数学科教育特論演習Ⅱ		2	②教科教育専攻科目 2単位必修 10単位選択
	代数学特論Ⅰ		2	
	代数学特論演習Ⅰ		2	
	代数学特論Ⅱ		2	
幾何学	代数学特論演習Ⅱ		2	③課題研究 4単位必修
	幾何学特論Ⅰ		2	
	幾何学特論演習Ⅰ		2	
	幾何学特論Ⅱ		2	
解析学	幾何学特論演習Ⅱ		2	④自由選択科目 6単位選択 ⑤修士論文 必修
	解析学特論Ⅰ		2	
	解析学特論演習Ⅰ		2	
	解析学特論Ⅱ		2	
	課題研究	4		

## ②理科教育専修

分 野	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
( 共 通 )	学校教育研究Ⅰ(教育学系)	2		修得単位数 30単位以上
	学校教育研究Ⅱ(教育心理学系)	2		
理 科 教 育	理科教育研究	2		①学校教育専攻科目 4単位必修 4単位選択 ②教科教育専攻科目
	理科教育特論Ⅰ		2	
	理科教育特論演習Ⅰ		2	
	理科教育特論Ⅱ		2	
	理科教育特論演習Ⅱ		2	
物 理 学	物理学特論Ⅰ		2	2単位必修 10単位選択 ③課題研究 4単位必修
	物理学特論演習Ⅰ		2	
	物理学特論Ⅱ		2	
	物理学特論演習Ⅱ		2	
化 学	化学特論Ⅰ		2	④自由選択科目 6単位選択 ⑤修士論文 必修
	化学特論演習Ⅰ		2	
	化学特論Ⅱ		2	
	化学特論演習Ⅱ		2	
	化学特論Ⅲ		2	
	化学特論演習Ⅲ		2	
生 物 学	生物学特論Ⅰ		2	
	生物学特論演習Ⅰ		2	
	生物学特論Ⅱ		2	
	生物学特論演習Ⅱ		2	
	生物学特論Ⅲ		2	
	生物学特論演習Ⅲ		2	
地 学	地学特論Ⅰ		2	
	地学特論演習Ⅰ		2	
	地学特論Ⅱ		2	
	地学特論演習Ⅱ		2	
	地学特論Ⅲ		2	
	地学特論演習Ⅲ		2	
課題研究		4		



## ③保健体育専修

分野	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
(共通)	学校教育研究Ⅰ(教育学系)	2		修得単位数 30単位以上
	学校教育研究Ⅱ(教育心理学系)	2		
保健体育科 教育	保健体育科教育研究	2		①学校教育専攻科目 4単位必修
	保健体育科教育特論Ⅰ		2	
	保健体育科教育特論演習Ⅰ		2	②教科教育専攻科目
	保健体育科教育特論Ⅱ		2	
	保健体育科教育特論演習Ⅱ		2	2単位必修
	保健体育科教育特論Ⅲ		2	10単位選択
	保健体育科教育特論演習Ⅲ		2	
体育学	体育学特論Ⅰ		2	③課題研究 4単位必修
	体育学特論演習Ⅰ		2	
	体育学特論Ⅱ		2	④自由選択科目 6単位選択
	体育学特論演習Ⅱ		2	
	体育学特論Ⅲ		2	⑤修士論文 必修
	体育学特論演習Ⅲ		2	
運動学	運動学特論Ⅰ		2	
	運動学特論演習Ⅰ		2	
	運動学特論Ⅱ		2	
	運動学特論演習Ⅱ		2	
	運動学特論Ⅲ		2	
	運動学特論演習Ⅲ		2	
学校保健	学校保健学特論Ⅰ		2	
	学校保健学特論演習Ⅰ		2	
	学校保健学特論Ⅱ		2	
	学校保健学特論演習Ⅱ		2	
	課題研究	4		

## ④技術教育専修

分野	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
( 共 通 )	学校教育研究Ⅰ(教育学系)	2		修得単位数 30単位以上
	学校教育研究Ⅱ(教育心理学系)	2		
技術科教育	技術科教育研究	2		①学校教育専攻科目 4単位必修 4単位選択
	技術科教育特論Ⅰ		2	
	技術科教育特論演習Ⅰ		2	
	技術科教育特論Ⅱ		2	
電 気	技術科教育特論演習Ⅱ		2	②教科教育専攻科目 2単位必修 10単位選択
	電気技術学特論Ⅰ		2	
	電気技術学特論演習Ⅰ		2	
	電気技術学特論Ⅱ		2	
機 械	電気技術学特論演習Ⅱ		2	③課題研究 4単位必修
	機械技術学特論Ⅰ		2	
	機械技術学特論演習Ⅰ		2	
	機械技術学特論Ⅱ		2	
	機械技術学特論演習Ⅱ		2	④自由選択科目 6単位選択
	課題研究	4		

## ⑤家政教育専修

分野	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
(共通)	学校教育研究Ⅰ(教育学系)	2		修得単位数 30単位以上
	学校教育研究Ⅱ(教育心理学系)	2		
家庭科教育	家庭科教育研究	2		①学校教育専攻科目 4単位必修 4単位選択 ②教科教育専攻科目
	家庭科教育特論Ⅰ		2	
	家庭科教育特論演習Ⅰ		2	
	家庭科教育特論Ⅱ		2	
	家庭科教育特論演習Ⅱ		2	
食物学	食物学特論		2	2単位必修 10単位選択
	食物学特論演習		2	
被服学	被服学特論Ⅰ		2	③課題研究 4単位必修 ④自由選択科目 6単位選択
	被服学特論演習Ⅰ		2	
	被服学特論Ⅱ		2	
	被服学特論演習Ⅱ		2	
住居学	住居学特論Ⅰ		2	⑤修士論文 必修
	住居学特論演習Ⅰ		2	
保育学	保育学特論		2	
	保育学特論演習		2	
家政一般	家庭経営特論Ⅰ		2	
	家庭経営特論演習Ⅰ		2	
	家庭経営特論Ⅱ		2	
	家庭経営特論演習Ⅱ		2	
課題研究		4		

別表第2(第5条関係)

## 履修基準単位表

科目等	専攻 区分	学校教育専攻		教科教育専攻	
		必修	選択	必修	選択
学校教育専攻科目		4単位	10単位	4単位	4単位
教科教育専攻科目			6	2	10
課題研究		4		4	
自由選択科目		6		6	
合計		30単位		30単位	

- 備考 1. 学校教育専攻の教科教育専攻科目は、同一専修から履修するものとし教科教育研究2単位を含むものとする。  
2. 自由選択科目は、所属する専修及び他の専修から履修することができる。

## 富山大学大学院工学研究科規則の全部改正

### 富山大学大学院工学研究科規則の改正理由

平成6年度に大学院工学研究科に博士課程が設置されることに伴い、所要事項を改める。

富山大学大学院工学研究科規則の全部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成6年3月31日

富山大学長 小黒 千足

### 富山大学大学院工学研究科規則

富山大学大学院工学研究科規則（昭和42年5月19日制定）の全部を改正する。

（趣 旨）

第1条 この規則は、富山大学大学院学則（以下「学則」という。）第50条の規定に基づき、富山大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）について別に定めのあるものを除き、必要な事項を定める。

（授業科目及び単位数）

第2条 研究科における各専攻の授業科目及び単位数は、別表第1（博士前期課程）及び別表第2（博士後期課程）のとおりとする。

2 単位の計算方法は、富山大学工学部規則第5条の規定を準用する。

（指導教官）

第3条 学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生ごとに次の指導教官を定める。

(1) 博士前期課程の指導教官は、博士前期課程における研究指導を担当する資格を有する教官1人とする。

(2) 博士後期課程の指導教官は、博士後期課程における研究指導を担当する資格を有する教官のうちから、主指導教官1人及び副指導教官2人以上とする。ただし、副指導教官のうち1人は、学生の所属する講座以外の講座又は他の専攻の教官とする。

2 前項の指導教官は、研究科委員会が定める。

（博士前期課程の履修方法等）

第4条 博士前期課程の学生は、当該専攻の授業科目について必修科目12単位及び選択科目18単位以上合わせて30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 指導教官が必要と認めるときは、他の専攻の授業科目、他の研究科の授業科目又は学部の授業科目を履修することができる。

3 前項の規定により学生が修得した単位は、4単位までを第1項に規定する選択科目の単位とすることができる。

（博士後期課程の履修方法等）

第5条 博士後期課程の学生は、当該専攻の授業科目について必修科目2単位及び選択科目4単位以上合わせて6単位以上修得するとともに、特別実習及び特別演習を履修し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 主指導教官が、必要と認めるときは、他の専攻の授業科目を履修することができる。

3 前項の規定により学生が修得した単位は、2単位までを第1項に規定する選択科目の単位とすることができる。

4 入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ博士後期課程に入学した者については、前項に規定するもののほか、所要の授業科目の単位の修得を課すことがある。

（他の大学の大学院における授業科目の履修等）

第6条 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。以下同じ。）と協議の上、研究科委員会の議を経て、学生が当該他大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、博士前期課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲で研究科委員会の議を経て、第4条又は前条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

（他大学大学院等の研究指導）

第7条 研究科において教育上有益と認めるときは、他

の大学の大学院又は研究所等と協議の上、研究科委員会の議を経て、学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(履修届)

第8条 学生は、指導教官の指導を受け、履修しようとする授業科目を定め、指定の期日までに、研究科長に届け出なければならない。

(単位の認定)

第9条 履修した授業科目の単位修得の認定は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告等により担当教官が行う。

2 前項の認定を行う時期は、学期末とする。ただし、特別の事情があるときはその時期を変えることができる。

(成績評価)

第10条 試験等に合格した授業科目の成績評価は、優、良及び可で表示する。

(学位論文の提出)

第11条 学生は、指導教官の承認を得て、学位論文を指定した期日までに、工学研究科長に提出しなければならない。

2 学位論文は、課程修了に必要な単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

(学位論文の審査)

第12条 学位論文の審査については、富山大学学位規則(昭和40年1月22日制定)の定めるところによる。

(雑 則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。  
2 平成5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表1 (博士前期課程)

専 攻	授 業 科 目	単位数	備 考
電 子 情 報 工 学 専 攻	電気機器工学特論第1	2	○印は 必修科目
	電気機器工学特論第2	2	
	パワーエレクトロニクス	2	
	電力工学特論第1	2	
	電力工学特論第2	2	
	大電流工学特論	2	
	制御工学特論	2	
	生体工学特論	2	
	計測工学特論	2	
	量子電子工学特論	2	
	電子物性工学特論	2	
	固体電子装置特論	2	
	画像電子装置特論	2	
	基礎物性工学特論第1	2	
	基礎物性工学特論第2	2	
	計算機基礎論特論	2	
	計算機アーキテクチャ特論	2	
	電磁波工学特論	2	
	知能化情報回路工学特論	2	
	プラズマ物理学特論	2	
	プラズマシミュレーション特論	2	
	電気磁気学特論	2	
	論理回路特論	2	
	情報処理特論第1	2	
	情報処理特論第2	2	
	情報処理特論第3	2	
情報システム特論第1	2		
情報システム特論第2	2		
数値解析特論第1	2		
数値解析特論第2	2		
情報通信工学特論第1	2		
情報通信工学特論第2	2		
知識情報工学特論第1	2		
知識情報工学特論第2	2		
電子情報工学特別講義	4以下		
○電子情報工学特別演習	2		
○電子情報工学特別研究	10		
機 械 シ ス テ ム 工 学 専 攻	弾性力学特論	2	
	塑性力学特論	2	
	強度設計工学特論	2	
	要素設計工学特論	2	
	流体力学特論	2	
	熱流体工学特論	2	
	工業熱力学特論	2	
	伝熱工学特論	2	
	切削加工学特論	2	
	微細加工学特論	2	
塑性加工学特論	2		

機 械 シ ス テ ム 工 学 専 攻	制御システム工学  機械情報システム工学	機械材料学特論	2
		機械システム動力学特論	2
		機械システム構成学特論	2
		計算力学特論	2
		制御工学特論	2
		制御機器特論	2
		計測システム特論	2
		精密測定システム特論	2
		機械情報システム特論	2
		機械システム工学特別講義	4以下
○機械システム工学特別演習	2		
○機械システム工学特別研究	10		
物 質 工 学 専 攻	物質化学工学  機能性材料工学	材料化学特論第1	2
		材料化学特論第2	2
		有機合成化学特論	2
		有機反応化学特論	2
		工業電気化学特論	2
		無機工業化学特論	2
		無機材料工学特論第1	2
		無機材料工学特論第2	2
		粉体工学特論	2
		粉体プロセス工学特論	2
	材料設計工学  材料物性工学	材料設計工学特論第1	2
		材料設計工学特論第2	2
		移動現象特論	2
		材料製造シミュレーション特論	2
		金属材料強度学特論	2
		材料組織制御学特論	2
		磁性材料学特論	2
		極低温材料物性学特論	2
		物質工学特別講義	4以下
		○物質工学特別演習	2
○物質工学特別研究	10		
化 学 生 物 工 学 専 攻	生物反応化学  生物プロセス工学  生体分子化学	有機反応速度論	2
		有機化学特論	2
		資源エネルギー特論	2
		機能材料化学特論	2
		機能分子化学特論	2
		有機光化学特論	2
		バイオリアクター特論	2
		反応工学特論	2
		成分分離工学特論	2
		分離操作設計特論	2
		移動速度論特論	2
		分析化学特論	2
		生体機能化学特論	2
		生物界面化学特論	2
		生物電気化学特論	2
細胞分子工学特論	2		

細胞工学	バイオエレクトロニクス特論	2
	細胞機能工学特論	2
	分子生物学特論	2
	化学生物工学特別講義	4以下
	○化学生物工学特別演習	2
	○化学生物工学特別研究	10

別表2 (博士後期課程)

専攻	授業科目	単位数	備考
シ ス テ ム 工 学 専 攻	電気エネルギーシステム工学特論	2	○印は 必修科目
	電気システム材料工学特論	2	
	プラズマ応用工学特論	2	
	宇宙・核融合プラズマと数値シミュレーション	2	
	電気・機械エネルギー変換工学特論	2	
	パワーエレクトロニクス工学特論	2	
	計算機援用工学特論	2	
	オートマトン理論	2	
	知的インタフェイス	2	
	電気情報システム工学 計算機論理設計特論	2	
	シミュレーション特論	2	
	自然言語処理特論	2	
	符号理論特論	2	
	情報伝送工学特論	2	
	視覚情報伝送特論	2	
	情報数理	2	
	パターン認識特論	2	
	視覚情報処理特論	2	
	画像情報処理特論	2	
	固体力学特論	2	
	破壊力学特論	2	
	応用計算力学特論	2	
	応用熱力学特論	2	
	応用伝熱論	2	
	熱流体システム特論	2	
	応用流体力学特論	2	
	移動現象理論第1	2	
	移動現象理論第2	2	
	生産工学 拡散操作特論	2	
	機械加工学特論	2	
	切削工学特論	2	
	塑性工学特論	2	
	材料塑性学特論	2	
	画像計測特論	2	
	制御要素特論	2	
システム制御工学特論	2		
精密機械システム学特論	2		
機械運動学特論	2		
機械電子制御学特論	2		
○特別研究	2		
○特別実習			
○特別演習			

物質生産工学専攻	材料応用工学	粒子設計プロセス工学	2	物質生産工学専攻	生物物質応用化学	有機反応化学特論	2
		粉体物性工学特論	2			物理有機化学特論	2
		微粒子プロセス工学特論	2			精密合成化学特論第1	2
		半導体物性特論	2			精密合成化学特論第2	2
		表面物性工学	2			ヘテロ原子化学特論	2
		誘電体物性工学	2			複素環化学特論	2
		接合界面工学	2			環境化学反応特論	2
		表示デバイス特論	2			生体高分子化学特論	2
		液晶エレクトロニクス特論Ⅰ	2			生物有機化学特論	2
		液晶エレクトロニクス特論Ⅱ	2			生体界面電気化学特論	2
		複合素材工学特論	2			高分子合成化学特論	2
		材料内部構造設計特論	2			生体触媒化学特論	2
		凝固学特論	2			細胞電気工学特論	2
		電子材料学特論	2			遺伝子工学特論	2
		応用磁気材料学特論	2			神経系情報特論	2
		材料強度学特論	2			生体システム工学	2
高温強度学特論	2	○特別研究	2				
機能性材料学特論	2	○特別実習					
金属化学特論	2	○特別演習					
材料製錬工学特論	2						

## 富山大学大学院教育学研究科委員会規則の制定

### 富山大学大学院教育学研究科委員会規則の制定理由

富山大学大学院教育学研究科修士課程が平成6年4月設置されることに伴い、所要事項を定める。

富山大学大学院教育学研究科委員会規則を次のとおり制定する。

平成6年3月31日

富山大学長 小黒 千足

### 富山大学大学院教育学研究科委員会規則

#### (趣 旨)

第1条 この規則は、富山大学大学院学則第49条第2項の規定に基づき、富山大学大学院教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織、審議事項及び運営等について定めるものとする。

#### (組 織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科担当の専任教員

#### (審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の担当教員に関する事項

- (2) 教育課程に関する事項

- (3) 試験に関する事項

- (4) 課程修了の認定に関する事項

- (5) 入学、退学、休学、転学及び懲戒その他学生の身分に関する事項

- (6) その他研究科の教育、研究及び運営に関する事項（議 事）

第4条 研究科長は、必要と認めるとき又は委員の3分の1以上から付議すべき事項を示して請求があったときは、委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、研究科長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

第5条 委員会は、委員（長期出張中又は休職中の委員を除く。）の3分の2以上が出席しなければ開会する

- ことができない。
- 2 議事は、前項の出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、富山大学学位規則第10条に規定する事項に関しては、3分の2以上、同第14条に規定する事項に関しては、4分の3以上の同意をもって決する。  
(意見の聴取)
- 第6条 研究科長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。  
(小委員会)
- 第7条 委員会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員会から付託された研究科の運営その他必要な事項に係る原案の作成に当たるものとする。  
(細 則)
- 第8条 委員会は、必要があるときは、細則を定めることができる。  
(庶 務)
- 第9条 委員会の庶務は、研究科長の指示により教育学部事務長が処理する。  
附 則
- この規則は、平成6年4月1日から施行する。

## 富山大学大学院工学研究科委員会規則の一部改正

### 富山大学大学院工学研究科委員会規則の改正理由

平成6年度に大学院工学研究科に博士課程が設置されることに伴い、所要事項を改める。

富山大学大学院工学研究科委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成6年3月31日

富山大学長 小黒 千足

### 富山大学大学院工学研究科委員会規則の一部を改正する規則

富山大学大学院工学研究科委員会規則(昭和42年5月19日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第6号を次のように改める。

(7) その他研究科に関する重要事項

同条第5号中「休学」の下に「, 留学, 除籍」を加え, 同号を同条第6号とする。

同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 学位(学士の学位を除く。)に関する事項

第7条及び第8条を次のように改める。

(博士後期課程委員会)

第7条 委員会に、博士後期課程委員会を置く。

第8条 博士後期課程委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 博士後期課程担当教授

2 博士後期課程委員会は、第3条に掲げる事項のうち博士後期課程に関する事項について審議を行い、博士後期課程委員会の議決をもって委員会の議決とする。

3 第4条から第6条までの規定は、博士後期課程委員会に準用する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。



## 富山大学専攻科規則の廃止

### 富山大学専攻科規則の廃止理由

平成6年度に教育専攻科が廃止されるため、廃止する。

富山大学専攻科規則を廃止する規則を次のとおり制定する。

平成6年3月31日

富山大学長 小黒 千足

### 富山大学専攻科規則を廃止する規則

### 附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

富山大学専攻科規則（昭和59年3月12日制定）は、廃止する。

## 富山大学教育学部規則の一部改正

### 富山大学教育学部規則の改正理由

- 1 富山大学大学院教育学研究科修士課程が平成6年4月設置させることに伴い、教育専攻科の学生募集を停止したため、また、平成6年3月31日をもって在学するものがすべて修了し在学者がいなくなることに伴い、所要事項を改める。
- 2 科目等履修生及び聴講生について整備したことに伴い、所要事項を改める。

富山大学教育学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成6年3月31日

富山大学長 小黒 千足

### 富山大学教育学部規則の一部を改正する規則

### （聴講生）

富山大学教育学部規則（昭和27年4月18日制定）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削 除

第16条の見出しを「（科目等履修生）」に改め、第16条第1項中「及び聴講生（以下「科目等履修生等」という）」を削り、「(1)科目等履修（聴講）願」を「(1)願書」に、「単位取得証明書」を「単位修得証明書」に改める。

第17条及び第18条中「科目等履修生等」を「科目等履修生」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

第18条の3 聴講生については、第16条、第17条及び第18条の規定を準用する。

第20条中「別表IX」を「別表VII」に改める。

第21条中「別表X」を「別表VIII」に改める。

別表VII及び別表VIIIを削る。

「別表IX」を「別表VII」に改める。

「別表X」を「別表VIII」に改める。

### 附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

## 富山大学公印管理規則の一部改正

### 富山大学公印管理規則の改正理由

国立学校設置法施行令の一部改正（平成 6 年 3 月 31 日政令第 86 号）により、富山大学大学院教育学研究科が設置されたことに伴い、所要事項を改める。

富山大学公印管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 6 年 3 月 31 日

富山大学長 小黒 千足

### 富山大学公印管理規則の一部を改正する規則

富山大学公印管理規則（昭和 48 年 4 月 13 日制定）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

教育学部	富山大学教育学部長の印	30	事務長	庶務係長
	富山大学教育学部事務長の印	20	”	”
	富山大学教育学部附属小学校長の印	23	附属小学校 校 教 頭	付属学校 第二係長
	富山大学教育学部附属中学校長の印	23	附属中学 校 教 頭	”
	富山大学教育学部附属養護学校長の印	23	附属養護 学校教頭	”
	富山大学教育学部附属幼稚園長の印	23	附属幼稚 園 教 頭	”
	富山大学教育学部附属教育実践研究指導センター長の印	23	事務長	庶務係長

」を

教育学部	富山大学教育学部長の印	30	事務長	庶務係長
	富山大学教育学部事務長の印	20	”	”
	富山大学大学院教育学研究科長の印	23	”	”
	富山大学教育学部附属小学校長の印	23	附属小学 校 教 頭	附属学校 第二係長
	富山大学教育学部附属中学校長の印	23	附属中学 校 教 頭	”
	富山大学教育学部附属養護学校長の印	23	附属養護 学校教頭	”
	富山大学教育学部附属幼稚園長の印	23	附属幼稚 園 教 頭	”
	富山大学教育学部附属教育実践研究指導センター長の印	23	事務長	庶務係長

」に

改める。

### 附 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 富山大学職業相談所規則の廃止

### 富山大学学部職業補導委員会規程を廃止する規程の制定理由

各学部における学生の職業指導等の運営機能を見直し、各学部に就職指導委員会を設置し、就職指導體制の充実を図ったため、富山大学学部職業補導委員会規程を廃止する。

富山大学学部職業補導委員会規程を廃止する規程を次のとおり制定する。

平成6年3月14日

富山大学長 小黑 千足

### 富山大学学部職業補導委員会規程を廃止する規程

### 附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

富山大学学部職業補導委員会規程（昭和24年12月2日制定）は、廃止する。

## 富山大学学部職業補導委員会規程の廃止

### 富山大学職業相談所規則を廃止する規則の制定理由

本学における学生の職業指導等の運営機能を整備したため、富山大学職業相談所規則を廃止する。

富山大学職業相談所規則を廃止する規則を次のとおり制定する。

平成6年3月14日

富山大学長 小黑 千足

### 富山大学職業相談所規則を廃止する規則

### 附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

富山大学職業相談所規則（昭和24年12月2日制定）は、廃止する。

## 富山大学職業紹介業務運営規則の制定

### 富山大学職業紹介業務運営規則の制定理由

職業安定法第33条の2の規定に基づいて本学が行う無料の職業紹介業務について、所要事項を定める。

富山大学職業紹介業務運営規則を次のとおり制定する。

平成6年3月14日

富山大学長 小黒 千足

### 富山大学職業紹介業務運営規則

#### (趣 旨)

第1条 この規則は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2の規定に基づき、富山大学（以下「本学」という。）が行う無料の職業紹介業務（以下「紹介業務」という。）について、必要な事項を定める。

#### (紹介業務の範囲)

第2条 紹介業務は、本学の学生並びに本学を卒業した者及び修了した者を対象とする。

#### (紹介業務の担当者)

第3条 紹介業務は、各学部及び学生部において行い、それぞれ当該学部の長及び学生部長がその業務を担当する。

2 各学部長及び学生部長は、必要に応じ、補助者を定め当該学部及び学生部における紹介業務を処理させることができる。

#### (紹介業務の総括)

第4条 学生部長は、紹介業務を総括し、所轄公共職業安定所との連絡に当たる。

#### (求人者の申込み)

第5条 求人者の申込みをする者（以下「求人者」という。）は、求人票又は業務内容、賃金、労働時間及びその他の労働条件を明示した書類を提出しなければならない。

#### (求人者の受理範囲)

第6条 求人者の申込みは、すべて受理するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、受理しない。

- (1) 求人者の申込みの内容が法令に違反するとき。
- (2) 労働条件が、通常の労働条件と比べて、著しく不相当であると認めるとき。
- (3) 求人者の申込みの内容が教育上不相当と認めるとき。

#### (求職者の申込み)

第7条 求職者の申込みは、すべて受理するものとする。ただし、その申込み内容が、法令に違反し、又は教育上不相当と認めるときは、受理しない。

#### (求職申込みの方法)

第8条 求職に当たっては、原則として本人が直接申込みをしなければならない。

#### (紹介の原則)

第9条 職業紹介に当たっては、求職を申込み者（以下「求職者」という。）に対しては、その希望と能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、雇用条件に適合した者を紹介するように努めなければならない。

#### (紹介の方法)

第10条 求人者に対する紹介は、推薦書又は紹介状等により行うものとする。

#### (労働争議に対する不介入)

第11条 労働争議に中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所からの求人に対しては、紹介を一時中止する。

#### (均等待遇)

第12条 本学は、求職者及び求人者に対し職業紹介業務について差別的な取扱いを行わない。

#### (秘密の厳守)

第13条 紹介業務を行うに当たって知り得た個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

#### (採否の報告)

第14条 職業紹介を受けた求人者及び求職者は、採否の結果を本学へ報告しなければならない。

#### (雑 則)

第15条 この規則に定めるもののほか、職業紹介業務に関し必要な事項は、富山大学就職連絡会議が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 大学院の学生及び大学院を修了した者に対する紹介業務に当たっては、この規則中「各学部」とあるのは「各研究科」と、「当該学部」とあるのは「当該研究科」と、「各学部長」とあるのは「各研究科長」とそれぞれ読み替えるものとする。

# 学 内 諸 報

学生生活へ夢いっぱいの1,849人の入学

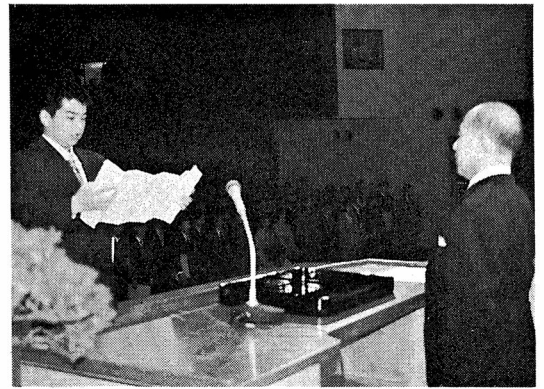
## 平成6年度 富山大学入学式を挙

平成6年4月11日(月)富山市公会堂

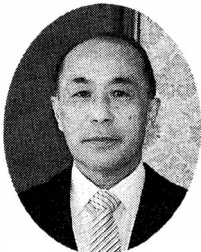
平成6年度富山大学入学式が、平成6年4月11日(月)午前10時30分から富山市公会堂において挙行されました。

まず小黒学長から学部入学生1,588人、大学院入学生261人、合計1,849人(うち外国人留学生43人を含む)の新入生に入学許可宣言があり、続いて学長から告辞がありました。

これに対して、新入生1,849人を代表して、工学部電子情報工学科 青木靖洋さんが「私たち新入生一同は在学中、学則を守り、自己の研鑽に努め、心と体力を鍛え、広い視野としっかりした専門基礎学力を身につけるよう努力いたします。」と力強く宣誓しました。



△ 新入生を代表して力強く宣誓する工学部青木靖洋君



### 入学式学長告辞要旨

大学に入学した目的を各自再確認することを強く望む。これからの大学生としての生活を意義あるものにするためにも、卒業のときに後悔しないためにも、今目的意識を強く持つことが必要である。

これまで受けてきた高等学校の教育と、大学教育の本質的違いを述べ、大学における教育を理解する必要を強調する。大学に於て学生は受動的であってはならないこと及び単なる知識、技術の修得ではなく、本質を見抜く力を養うことが大切である。

富山大学は教育改革をなし、さらにキャンパスの整備も行った。これらの恵まれた環境を活かして、大学生生活をおくってほしいむね希望する。



△ 新入生を歓迎するオーケストラ演奏



“富山大学のさらなる飛躍”

## 平成6年度富山大学大学院新設のみ研究科入学式を挙

— 平成6年4月21日（木）黒田講堂 —

平成6年度富山大学大学院教育学研究科（修士課程）及び工学研究科（博士後期課程）入学式が、平成6年4月21日（木）午前10時30分から黒田講堂会議室において挙行されました。

まず小黒学長から教育学研究科28名，工学研究科26名，合計54名の新生に入学許可宣言があり，続いて学長から告辞がありました。

これに対して新生教育学研究科修士課程代表 石出宗人さん、工学研究科博士後期課程代表 泉澤勇昇さんが「私たち一同は在学中学則を遵守し，専門にかかる高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うよう努めることを誓います。」と力強く宣誓しました。



— 新たに5氏が本校名誉教授 —

### 名誉教授の称号記授与される

本学を3月31日をもって退職等されました5氏に，平成6年4月15日付けで本学名誉教授の称号授与することになり，4月25日（月）学長室において小黒学長から称号記が授与されました。

以下に新名誉教授を紹介します。



小谷 人文学部長   松本 理学部長   吉原 経済学部長   加瀬 教育学部長   時澤 工学部長   矢部 事務局長

宮下 名誉教授   鱗澤 名誉教授   小黒 学長   本田 名誉教授   野村 名誉教授

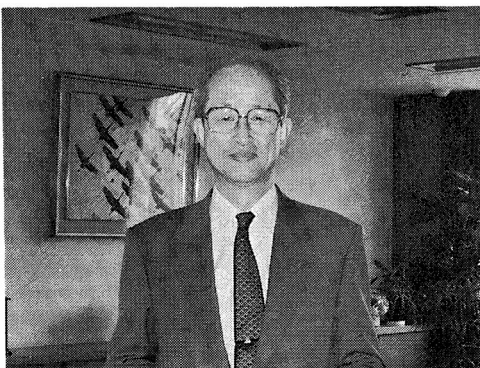


名誉教授 本 田 弘  
 東北大学大学院文学研究科修士課程修了  
 文学修士

同氏は、昭和32年3月東北大学大学院文学研究科修士課程修了後、同51年4月富山大学文理学部教授に就任され、同52年5月富山大学文理学部改組により富山大学人文学部教授となり、平成6年3月31日限り定年により退職されました。この間、本学教授として18年の永きにわたり、文理学部文学科及び人文学部人文学科において哲学を担当し、常に厳正な教育姿勢のなかにも終始懇篤な温情をもって、学生の教育・指導に当たり、多数の優秀なる研究者、教育者を育成し、また、信頼しうる人材を卒業生として様々な社会に送り出されました。

一方、学内においては、富山大学評議員、富山大学人文学部長、富山大学学生部長並びに富山大学保健管理センター所長を務めるなど、通算8年間にわたり部局長として学長を補佐し、大学の管理・運営に参画し、富山大学並びに人文学部の発展に多大なる貢献をされました。

他方、同氏の研究業績はカント哲学の全般に及び、とりわけ物自体の概念を主題とするものである。多義的とされるカントの物自体の概念を人間の認識一般の限界概念と理解する。つまり人間が何かについて知ろうとするとき、それを対象という言葉で言い表すが、学問的認識は人間の立場からの対象把握でしかなく、それから得た知識を対象自体に属する知識、対象自体に属する性質と見なしてはならないということ、このことをカントは物自体という概念で言い表そうとしたのだと究明している。また物自体と現象との区別を二世界説ではなく、二視点説の観点から考察することによって、カントの哲学体系構築解明の新たな手がかりを解明している。さらに物自体と自由との関係を究明することによって、理論的認識活動も自由にに基づき、その自由による自己限定が人間の現実の存在限定にまで及ぶことを明らかにしている。これは事実認識の背後に何らかの形で必ず価値認識が存在することを示唆するものとなっている。カント研究を推進するために、フィヒテの知識学についても研究し、これに関しても多数の精緻な論文を発表している。また、学外においては、東北哲学会会員、日本哲学会会員、東北哲学会理事、日本カント協会会員として、学術の振興及び地域の発展に貢献されました。



名誉教授 平 田 純  
 東京大学文学部英文学科卒業  
 文学士

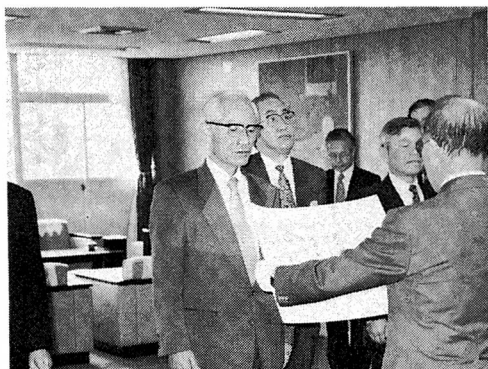
同氏は、昭和27年3月東京大学文学部英文学科卒業後、同31年4月富山大学文理学部講師に就任され、同39年3月富山大学文理学部助教授に昇任、同46年5月富山大学文理学部教授に昇任、同52年5月富山大学文理学部改組により富山大学人文学部教授となり、平成6年3月31日限り停年により退職されました。この間、本学教官として38年の永きにわたり、文理学部文学科並びに人文学部語学文学科及び言語文化学科において英語学を担当し、常に厳正な教育姿勢のなかにも終始懇篤な温情をもって、学生の教育・指導に当たり、多数の優秀なる研究者、教育者を育成し、また、信頼しうる人材を卒業生として様々な社会に送り出されました。

学内においては、富山大学評議員、富山大学附属図書館長並びに富山大学人文学部長を務めるなど、通算6年間にわたり部局長として学長を補佐し、大学の管理・運営に参画し、富山大学並びに人文学部の発展に多大なる貢献をされました。

同氏の研究活動としては、英語の実用的な用法に即したものであり、着実に収集した資料に基づいて立論し、実証して行く手法をとっている。動詞と目的語の関連を巡る名詞節と不定詞句の関係についての論考、目的補語の指標辞としてのas論等、統語論の範囲だけでなく、論証は意味論、文体論の領域まで及んでいる。言語理論の構築よりも、地道な実証的調査を中心としていることは、学生の指導にきわめて有益であった。

一方、富山大学附属図書館長時代からは、「ヘルン文庫」について関心を深め、ラフカディオ・ハーンについての研究に手を染めている。それとともに、旧制富山高等学校初代校長であった富山の生んだ英学者南日恒太郎の事績調査にも関心を寄せている。また、S. ウルマンの意味論、マリオ・ペイの言語に関する概論的著書のほか、R. ナイのアメリカ大衆文化論とW. フロホックによるアメリカ現代文学論の翻訳を行っている。同人の翻訳したハンガリー作家エルケーニの戯曲『ザ・トート・ファミリー』による舞台公演は、富山・東京・ブダペストで行われ、国際交流の推進に与って来た。

他方、学外においては、日本英文学会会員、日本英文学会中部支部理事、富山県うるおいのある環境づくり会議委員、富山市総合計画審議会委員、富山県弁護士会資格審査会委員、富山ガラス造形研究所運営委員会委員、富山国際アマチュア演劇祭実行委員会副会長、富山県芸術文化協会副会長などとして、長らく地域社会の芸術・文化活動の振興と国際交流の推進に貢献されました。



名誉教授 野村 昇  
京都大学医学部薬学科専科修了  
薬学博士

同氏は、昭和26年10月京都大学医学部薬学科専科を修了後、同27年8月富山大学薬学部実験実習指導員に採用され、同29年5月富山大学薬学部助手、同33年4月富山大学薬学部講師、同年10月富山大学薬学部助教授に昇任、同46年5月富山大学教育学部助教授に配置換となり、同47年2月富山大学教育学部教授に昇任され、平成6年3月31日限り停年により退職されました。

この間、41年の永きにわたり化学の担当教官として教育・研究に従事され、常に厳正な教育姿勢のなかにも終始懇篤な温情をもって学生の教育・指導に当たられ、幾多の有為な人材の育成に尽力されました。

学内においては、昭和52年4月から同60年3月まで富山大学評議員、同年同月から平成元年3月まで富山大学教育学部長として、その他本学放射性同位元素統合実験、トリチウム研究センター（水素同位体機能研究センター）、地域共同研究センター等の各設立準備委員、運営委員等を務められるなど、富山大学の整備充実に尽力されるとともに、教育学部の管理運営に寄与されました。

一方、研究面では、医薬品開発研究に成果を挙げて、薬学会論文誌に発表され、更に、わが国では早期に、液体クロマトグラフィーに関する研究に着手され、指導的役割を果たし、研究成果を海外学術雑誌等に多数発表されました。

また、イタイイタイ病に関する基礎的研究として、組織培養での鶏胚脛骨への重金属の影響を閉鎖系で研究する方法の考案、植物影響による大気汚染監視のあり方についての提案をされるなど、地域環境化学に貢献されました。

他方、同氏は、日本分析化学会常議員、同中部支部長、日本理科教育学会理事等を歴任され、複数の学会活動においても、その発展に大きく貢献され、また、富山県水質審議会委員、同県公害対策審議会委員、同県環境影響評価技術審査会会長等を務められるなど、地域社会の環境保全に尽力され、昭和58年12月環境庁大気保全局長表彰、平成元年3月



環境庁長官表彰を受けられました。



名誉教授 鮎澤晃三

青山学院大学大学院経済学研究科修士課程修了  
経済学修士

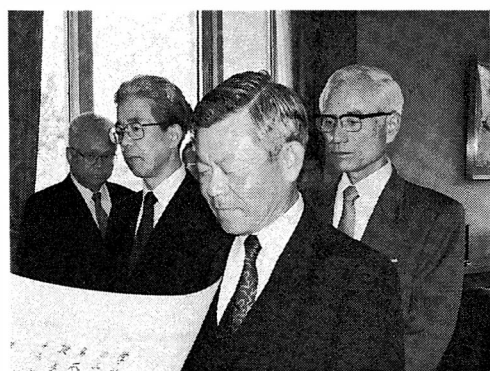
同氏は、昭和35年3月青山学院大学大学院経済学研究科修士課程を修了後、同36年4月國士館大学経済学部助手に採用になり、同37年4月同大学経済学部講師、同38年4月には鹿児島経済大学経済学部講師として奉職、同41年10月同大学経済学部助教授に昇任、同47年4月富山大学助教授教育学部に採用され、同56年6月同大学教授教育学部に昇任、平成元年4月同大学教授経済学部に配置換、同6年3月31日限り停年により退職されました。

同氏は、34年の永きにわたり経済学の担当教官として研究教育に従事し、常に厳正な姿勢をもって学生の教育・指導に当たり、幾多の有為な人材の育成に尽力されました。

この間、平成4年4月から2年間富山大学保健管理センター所長を務め、保健管理センターの充実・発展に寄与されました。

同氏の研究は、経済原論、経済学史的な分析、アジア、ラテン・アメリカ経済及び欧米経済の史実分析等広範な領域にわたるものであるが、その研究成果は、一朝一夕にして得られるものではなく、永年にわたる研鑽の課程で築き上げられたものであり、このことは、同氏の独自の統合的視点から考察を進めた数多くの著書、論文、学会発表等の業績に明瞭にあらわれています。

特に、「均衡と不均衡の経済理論」は、同氏が十有余年にわたって各学派理論及び関連する幾多の文献を渉猟しつつ考究しつづけた内容と成果を総合し、自由経済機構の作動をシンボリックに表すところのワルラスの法則や限界諸原理、更には、その逆の寡占価格論等、既存の諸原理や昨今重視されてやまぬミクロとマクロの統合的分析の視点等をすべてイクスプリシットに組み込んで数理的にモデル化し、各理論の特色と相関性や継承、系譜を具体的に明確化した「価値・貨幣および所得の理論（上・下巻）」を土台とし、その後の研究成果をまとめたものであり、各学派理論の統合的モデル化による最重要な問題点の検出と現実経済の史的解明及び現代経済の政策論的考察に重点がおかれ、近時、論議の激しいケインジアンとマネタリストの理論について、そのどちらが現実妥当的であるかということをも多くの文献をふまえて理論的（モデル的）実証的に考察している点は、永年の研究と成果を踏まえたものだけに大きな説得力をもつと共に学会等においても高く評価されています。



名誉教授 宮下和雄

東北大学大学院工学研究科博士課程修了  
工学博士

同氏は、昭和31年3月信州大学工学部通信工学科を卒業後、同年4月東北大学大学院工学研究科へ入学し、同36年3月同学大学院同研究科博士課程（電気及び通信工学専攻）を満了のうえ、同年4月東北大学助手工学部に採用され、

この間、同37年1月硫化亜鉛系電場発光体に関する研究論文により東北大学において工学博士の学位を取得し、併せて同学大学院同研究科博士課程（電気及び通信工学専攻）を修了されました。その後、同38年10月東北大学助教授（工学部）を経て、同43年4月富山大学教授（工学部）に昇任され、平成6年4月富山工業高等専門学校長に就任されました。

この間、33年の永きにわたり高等教育に尽瘁し、特に同氏の気取らない人柄が学生の心を引き付け、厳しい中でも温情を秘めた思いやりの教育を実践され、学生と教職員との間に数多くのエピソードが語り継がれております。また、先生の薫陶を受けて社会に巣立った多くの卒業生が第一線の研究者、技術者等としてそれぞれ活躍していることが、同氏の卓越した教育者であることを如実に物語っております。

研究面では、学生時代に身に付けた電気通信技術を基礎に、発光型や非発光型のパネル表示デバイスの研究開発を、生涯の研究テーマとして現在に至っております。特に、昭和42年には、薄膜電界発光表示素子に関する研究が高く評価され、電気通信工学分野において権威ある松永賞を受賞されました。更に、昭和44年春には日本で初めての液晶の応用に関する調査研究の成果を、日本学術振興会光電相互変換第125委員会における研究報告として発表され、今日の我が国における液晶研究隆盛の基礎を築かれました。

一方、学内では、昭和48年7月から昭和50年7月まで附属図書館工学部分館長、昭和62年5月から平成3年5月まで地域共同研究センター長、平成3年4月から平成6年3月まで評議員として大学の管理運営に参画し、鋭敏な感覚と将来を見据えた洞察力を存分に発揮されて、大学の発展、充実に多大な貢献をされました。特に、全国に先駆けて設置された地域共同研究センターの初代センター長として、斬新な発想で地域の産業界、公設試験研究機関等と富山大学との緊密な研究協力体制の確立に奔走され、今日同センターが全国的に高い評価を受ける基盤を作られました。また、工学部においても、真向きの情熱と実行力により、平成元年4月の大講座制への改組、平成6年4月の大学院工学研究科博士課程の設置に多大の足跡を残されました。

### 「就職に関する講演会」を開催

「就職に関する講演会」が、4月20日（水）13時10分から黒田講堂ホールにおいて主として4年次生を対象として開催されました。

昨今の経済事情の影響により、企業への就職環境が大変厳しいものになっていることから、延べ約380名の学生が出席しました。

講演に先立ち、浜谷正人学生部長から、昨今の動向から厳しい就職環境の中での就職活動に当たっての激励の言葉がありました。

この後、(株)リクルート名古屋支社事業推進課の岡本結城氏から、「今年の就職戦線の状況と就職活動の進め方等について」と題し、昨年を上回る厳しい就職戦線の見通しと就職活動における自己分析の重要性、企業研究や面接のポイントから就職内定に至るまでのノウハウについて具体例を上げて講演が行われ、次いで富山県教育委員会教職員課の織田睦夫氏から、「教員需給の現状と教職をめざす人に」と題し、教員の採用制度、今後の教員需給の見通しと本年度の教員採用選考検査の実施計画（案）、更には教職の素晴らしさ等について講演が行われました。それぞれの講演の後、学生からは活発な質問があり時間を超えて質疑応答が行われ、盛況のうちに終了しました。

その後、学生部担当者から、「平成6年度就職協定」等（①求人票の公示は7月1日、②採用選考開始は8月1日前後を目標として企業の自主的決定、③採用内定開始は10月1日など）の案内と就職活動にかかる諸証明書の交付手続き等について説明がありました。



黒田講堂ホールで4年生  
対象として行われた  
「就職に関する講演会」

## 海外渡航者

渡航の種類	所属	職	氏名	渡航先国	目的	期間
外国出張	理学部	教授	鈴木邦雄	アメリカ合衆国	共同研究打合せ及び研究資料調査	6. 3.16 } 6. 3.26
	教育学部	助教授	市川文彦	フランス	近代フランスにおける国内市場統合過程の実証的研究 (在外研究員)	6. 3.25 } 7. 1.25
海外研修	人文学部	助教授	湯川純幸	スウェーデン	談話分析の研究及び国際社会学会 に出席	6. 3. 7 } 7. 4. 1
	人文学部	助教授	村井文夫	フランス	19世紀にフランス及びフランス領 各地で出版されたクレオール研究 文献の調査	6. 3.19 } 6. 4. 9
	人文学部	助教授	前川要	中国	中国揚子江流域の遺跡の物理探査 のため	6. 3.23 } 6. 4. 2
	教育学部	助教授	布村忠弘	メキシコ	メキシコにおける高地トレーニング の医学に関する調査研究	6. 3.24 } 6. 4. 5

## 学内レクリエーション

### 〈学内囲碁大会〉

本学レクリエーション委員会倶楽部会囲碁班、文部省共済組合富山大学支部共催による平成5年度学内囲碁大会が、去る3月29日（火）に行われ、成績は次のとおりでした。

#### (Aクラス)

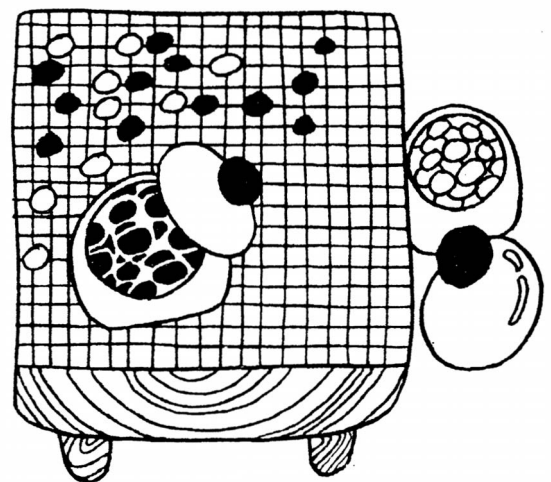
優勝 土肥隆三(企画室)  
次勝 亀岡崇泰(入試課)  
三位 村中一男(企画室)

#### (Bクラス)

優勝 柳田邦雄(学生課)  
次勝 御福隆(厚生課)  
三位 泉田享一(学生課)

#### (Cクラス)

優勝 大崎秀雄(厚生課)  
次勝 高田正道(経理課)  
三位 宮尾幸一(人事課)



## 学内トピックス ①



## 駐日アイルランド大使来学



— 「ヘルン文庫」視察 —

去る4月25日、駐日アイルランド大使ジェームス・シャーキー氏外2名が本学附属図書館へ来学、まず附属図書館長室で瀧澤館長から歓迎の挨拶、次いで「ヘルン文庫」で平田元館長（本学名誉教授）がラフカディオ・ハーンについて説明され、その後大使はハーンについての様々な質問やハーンが残した蔵書を熱心に見学され、貴重な資料である「神国日本」の手書原稿の実物についても手に取って見入られるなど大変すばらしいと感激していました。



「ヘルン文庫」で貴重な資料を熱心に見るアイルランド大使

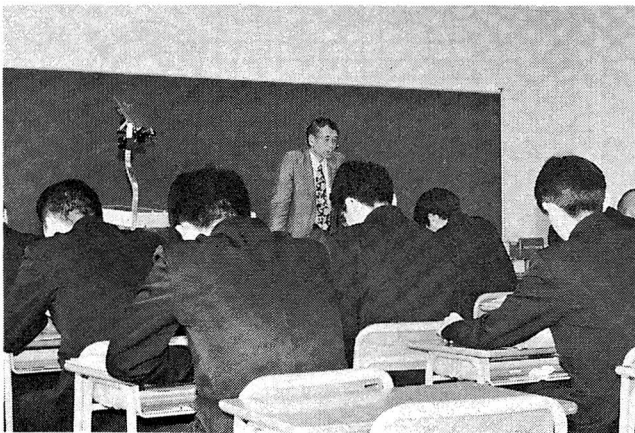
## 学内トピックス ②

## 地元高校生が工学部を見学

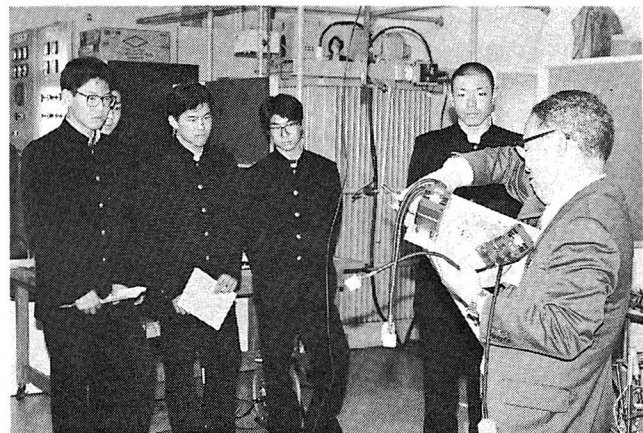
— 不二越工業高校生17名が来学 —

去る4月25日（月）午前10時に、不二越工業高校3年生の17名が、同校の教諭の引率の下に工学部を見学しました。これは、同校の大学進学希望者に対して、実際の大学を見学させることにより、大学の具体的なイメージを形成させ、進路決定の判断材料とすることを目的として訪れたものです。

訪れた生徒たちは、案内教官に対し、工学部の全般にわたる概要や卒業後の進路等について終始熱心に質問し、また、教室の授業風景や各講座の最先端の研究機器等を見学し、それぞれの将来の抱負を胸に刻み、昼過ぎに学校へ帰って行きました。



女川教授（教務委員長）から工学部概要や卒業後の進路等について説明を受ける高校生



池田教授から昆虫ロボットについての説明を聞く高校生

# 諸 会 議

## 第1回富山大学廃液処理施設専門委員会（3月1日）

（議題）

有害物質の排出防止策について

## 平成5年度第5回公開講座委員会（3月1日）

（議題）

- (1) 平成6年度公開講座の実施計画について
- (2) 全国生涯学習フェスティバルの連続公開講座の実施について
- (3) その他

## 平成5年度第5回富山大学施設整備委員会（3月3日）

（審議事項）

- (1) 「キャンパスプラン検討会」報告について  
— 五福キャンパスゾーニングプラン —
- (2) 平成5年度第3次補正予算事業について
- (3) 自己点検評価「重点事項」の検討について
- (4) その他

## 平成5年度第2回水素同位体機能研究センター自己点検評価委員会（3月11日）

（審議事項）

- (1) 平成5年度水素同位体機能研究センター自己点検について
- (2) その他

## 平成5年度第5回富山大学国際交流委員会（3月14日）

（審議事項）

- (1) 平成5年度富山大学国際交流事業基金決算について
- (2) 平成6年度富山大学国際交流事業基金予算（案）について
- (3) 平成6年度富山大学国際交流事業基金各種事業（第1種事業及び第2種事業）の採択について
- (4) 国際交流の推進方策について
- (5) 外国人留学生に対する授業料等の不徴収に係る学則等の一部改正（案）について
- (6) その他

## 平成6年度第9回大学院委員会（3月14日）

（審議事項）

- (1) 平成6年3月富山大学大学院修了者の認定について
- (2) 富山大学大学院学則の一部改正について
- (3) 富山大学学位規則の一部改正について
- (4) 富山大学大学院教育学研究科規則の制定について
- (5) 富山大学大学院経済学研究科規則の一部改正について
- (6) 富山大学大学院理学研究科規則の一部改正について
- (7) 富山大学工学研究科規則の全部改正について
- (8) 富山大学大学院教育学研究科委員会規則の制定について
- (9) 富山大学大学院工学研究科委員会規則の一部改正について
- (10) その他

## 平成5年度第15回評議会（3月14日）

（審議事項）

- (1) 平成6年3月卒業生及び修了者の認定について
- (2) 富山大学学則の一部改正について
- (3) 富山大学大学院学則の一部改正について
- (4) 富山大学学位規則の一部改正について
- (5) 富山大学大学院教育学研究科規則の制定について
- (6) 富山大学大学院経済学研究科規則の一部改正について
- (7) 富山大学大学院理学研究科規則の一部改正について
- (8) 富山大学工学研究科規則の全部改正について
- (9) 富山大学大学院教育学研究科委員会規則の制定について
- (10) 富山大学大学院工学研究科委員会規則の一部改正について
- (11) 富山大学専攻科規則の廃止について
- (12) 富山大学教育学部規則の一部改正について
- (13) 富山大学職業相談所規則の廃止について
- (14) 富山大学学部職業補導委員会規程の廃止について
- (15) 富山大学職業紹介業務運営規則の制定について
- (16) その他

## 平成5年度第4回放射性同位元素総合実験室自己点検評価委員会（3月18日）

（議題）

- (1) 平成5年度放射性同位元素総合実験室自己点検評価調書について  
 (2) その他

平成5年度第6回放射性同位元素総合実験室運営委員会  
 (3月18日)

(議 題)

- (1) 放射性同位元素総合実験室長の推薦について  
 (2) 放射線取扱主任者及び代理者の推薦について  
 (3) 平成7年度歳出概算要求について  
 (4) 平成7年度国立学校施設整備概算要求について  
 (5) その他

平成5年度第9回事務協議会(3月18日)

(議 題)

当面の諸課題について

平成5年度第9回附属図書館商議会(3月22日)

(審議事項)

- (1) 平成7年度概算要求について  
 (2) その他

平成5年度第7回教養教育委員会(3月22日)

(審議事項)

- (1) 自己点検評価に係る付託事項の取扱いについて  
 (2) 「教養教育における教官負担のルール化」について(継続)  
 (3) その他

庶務係長会議(3月22日)

(議 題)

- (1) 当面の諸課題について  
 (2) その他

平成5年度第4回水素同位体機能研究センター運営委員会(3月22日)

(審議事項)

- (1) 平成5年度歳出予算節約調整配分について  
 (2) 平成7年度歳出概算要求について  
 (3) 水素同位体機能研究センター自己点検評価について  
 (4) その他

## 職 員 消 息

<新任者住所>

経済学部

助 教 授 戸 川 成 弘  
 (企業関係法)

経済学部

助 教 授 長 谷 部 宏 一  
 (日本経営史)

文部事務官 藤 井 秀 春  
 (庶務係)

<住所変更>

事務局

庶務部庶務課 石 塚 久 博  
 文部事務官  
 (庶務係)

工学部

助 手 田 原 稔  
 (知識情報工学)

人文学部

教 授 渡 邊 洋  
 (国際文化関係論)

<改 姓>

人文学部・理学部

文部事務官 村 田 美 憲(旧姓:長谷川)  
 (学務係)

教育学部附属学校

教 諭 吉 田 真 寿 美

教育学部附属学校

教 諭 吉 田 真 寿 美(旧姓:宮森)

# 主 要 行 事

## 本 部

- 3月1日 第5回公開講座委員会  
廃液処理施設専門委員会
- 1～3日 北陸地区5大学健康増進合宿セミナー  
(雷鳥パレースキー場)
- 2日 第6回教養教育委員会管理運営専門委員会
- 3日 第10回教養教育委員会実施専門委員会  
附属図書館事務部制導入に係る研修会  
第5回施設整備委員会
- 4日 第6回教養教育委員会(持ち回り)  
大学就職部と企業との情報交換会(福井)
- 6日 前期A日程合格者発表
- 8日 第4回富山大学国際交流委員会学術交流部会  
教養教育に係る研修会  
第8回国際交流委員会留学生部会
- 10日 国立大学協会理事会(東京)  
第13回部課長会議
- 12日 後期日程入学者選抜試験
- 13～14日 入学料等徴収手続き  
前期日程・私費外国人留学生合格者入学手続き
- 14日 第5回富山大学国際交流委員会  
第9回大学院委員会  
第15回評議会  
富山地区国立学校等事務局長等会議  
(富山医科薬科大学)
- 15日 退職者を囲む懇談会  
第88回構内交通対策委員会  
東海北陸地区国立学校等施設整備打合せ会  
(名古屋大学)
- 18日 第9回事務協議会  
第5回低温液化室運営委員会  
第4回放射性同位元素総合実験室自己点検評価  
委員会  
第6回放射性同位元素総合実験室運営委員会
- 20日 後期日程合格者発表
- 22日 言語表現科目研修会  
庶務係長会議  
第7回教養教育委員会  
第5回富山大学国際交流委員会学術交流部会

- 24日 第11回学生生活協議会
- 25日 学位記等授与式(富山市公会堂)
- 27～28日 入学料等徴収手続き  
後期・A日程合格者入学手続き
- 28日 第5回会計係長会議  
平成5年度国立大学学生部長会議  
(東海大学校友会館)
- 30日 追加合格者入学手続き  
入寮選考委員会
- 31日 退職者辞令交付  
離任挨拶  
帳簿金庫検査

## 人 文 学 部

- 3月1日 学部情報処理委員会
- 2日 学部講座代表者会議  
学部将来計画委員会
- 4日 教授会
- 8日 学部学生生活委員会
- 9日 教授会  
教授会(人事)  
人文科学研究科委員会
- 10日 学部自己点検評価委員会  
人文科学研究科教務等検討委員会
- 15日 平成6年度前学期授業時間割担当者会議  
学部教務委員会
- 16日 学部予算委員会  
学部将来計画委員会及び予算委員会の合同委員  
会
- 教授会  
教授会(人事)  
眞率会送別会
- 18日 係長会議
- 19日 教授会
- 23日 教授会  
教授会(人事)  
人文科学研究科委員会
- 25日 学位記授与式

## 教育学部

- 1～8日 スキー I, II 実習 (於: 志賀高原スキー場)
- 2日 大学院設置準備委員会・教育学研究科準備委員会 合同委員会
- 4日 学部教務・学生生活合同委員会 教授会
- 7日 学部自己点検評価委員会
- 9日 学部将来計画委員会  
学部教務・学生生活合同委員会  
学部教務委員会  
教授会  
人事教授会
- 11日 附属養護学校卒業証書授与式
- 15日 附属幼稚園修了式
- 16日 教育学研究科準備委員会  
教育学研究科準備委員会カリキュラム部会  
教育学研究科準備委員会入学試験部会  
附属小学校卒業証書授与式
- 17日 附属中学校卒業証書授与式  
附属幼稚園修業式
- 18日 学部予算委員会  
係長連絡会
- 19日 学部教務・学生生活合同委員会  
学部学生生活委員会  
教授会  
人事教授会  
附属小学校及び附属中学校修業式
- 23日 教務委員会教職科目専門委員会  
附属養護学校修業式

## 経済学部

- 3月3日 学部入学方法検討委員会
- 4日 教授会
- 9日 学部教務委員会  
大学院経済学研究科委員会小委員会  
教授会  
大学院経済学研究科委員会  
各種委員選考委員会
- 16日 学部施設整備委員会
- 17日 学部将来構想検討委員会  
学部学生生活委員会 (持ち回り)

- 18日 日本海経済研究所運営委員会  
学部入学方法検討委員会  
学部職業補導委員会

- 19日 教授会  
人事教授会

## 理学部

- 3月4日 教授会  
人事教授会
- 8日 学部施設委員会  
学科長会議
- 9日 教授会  
理学研究科委員会  
人事教授会  
学科長会議
- 10日 学部自己点検評価委員会
- 12日 平成6年度入学者選抜学力検査 (後期日程)
- 16日 学科長会議  
眞率会送別会
- 18日 大学院理学研究科 (修士課程) 合格者発表
- 19日 教授会  
人事教授会  
理学研究科委員会専任教授会
- 23日 学部入試改善委員会
- 25日 学位記授与式

## 工学部

- 3月1日 係長連絡会
- 3日 工学部合格者数検討委員会
- 4日 教授会  
専任教授会  
博士課程実施対策委員会
- 9日 教授会  
研究科委員会  
専任教授会
- 12日 後期日程入学試験
- 14日 教授会  
研究科委員会
- 16日 工学部教務委員会
- 18日 工学部合格者数検討委員会
- 19日 教授会  
研究科委員会



- 3月19日 専任教授会  
22日 係長連絡会  
23日 博士後期課程準備委員会  
学部運営委員会  
24日 博士後期課程主任会議  
25日 工学部学位記授与及び祝賀会

**附属図書館**

- 3月18日 係長連絡会  
28日 富山県図書館協議会 大学・短大  
高専部会（高岡短期大学）

**水素同位体機能研究センター**

- 3月8日 R・I特別健康診断  
11日 平成5年度第2回水素同位体機能研究センター  
自己点検評価委員会  
22日 平成5年度第4回水素同位体機能研究センター  
運営委員会

**地域共同研究センター**

- 3月10日 企業見学と産学交流会  
（於：(株)トヤマゴールドウイン）  
23日 地域共同研究センター研究分野見直し検討委員会

編 集 富山大学庶務部庶務課  
富山市五福3190  
印刷所 あけぼの企画株式会社  
富山市鯉吉町1丁目5-18  
電話(24)1755代